



2023年漁業センサス（漁業経営体調査）の広島県結果（速報）について

1 調査の概要

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、漁業の生産構造、就業構造の実態等を明らかにするとともに、各種水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的として、5年ごとに実施されている。

この速報は、令和5年11月1日現在で県内に存在する漁業経営体に対して実施した海面漁業調査の結果を県が独自に取りまとめたものである。

なお、確報は、今年度中に県のホームページ等において公表予定である。

2 調査結果概要（調査結果詳細は別紙のとおり）

（1）漁業経営体

- ・漁業経営体は1,945経営体で、前回調査（平成30年）に比べ217経営体（10.0%）減少した。【P2図1】

《漁業経営体について》

調査期日前1年間に、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいう。ただし、自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

- ・経営組織別にみると、個人経営体は1,837経営体で前回に比べ222経営体（10.8%）減少し、団体経営体は108経営体で、5経営体（4.9%）増加した。【P2表1】

（2）漁業就業者

- ・漁業就業者数は2,672人で、前回調査に比べ655人（19.7%）減少した。【P6図2】

《漁業就業者について》

満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

（3）かき類養殖

- ・かき類養殖を営んだ漁業経営体は286経営体で、前回調査（301経営体）に比べ15経営体（5.0%）減少した。
- ・養殖面積は、2,460,509㎡で、前回調査（2,191,179㎡）に比べ269,330㎡（12.3%）増加しており、全国1位となっている。【P10表10】
- ・また、1経営体当たりの平均養殖面積は8,603㎡で、前回（7,280㎡）に比べ1,323㎡（18.2%）増加し、全国平均と比べ約4倍の広さとなっている。【P10図5】

【調査結果の概要】

1 漁業経営体

(1) 漁業経営体数

漁業経営体は1,945経営体で、前回に比べ217経営体(10.0%)減少した。(図1)

経営組織別にみると、個人経営体は1,837経営体で前回に比べ222経営体(10.8%)減少し、団体経営体は108経営体で、5経営体(4.9%)増加した。(表1)

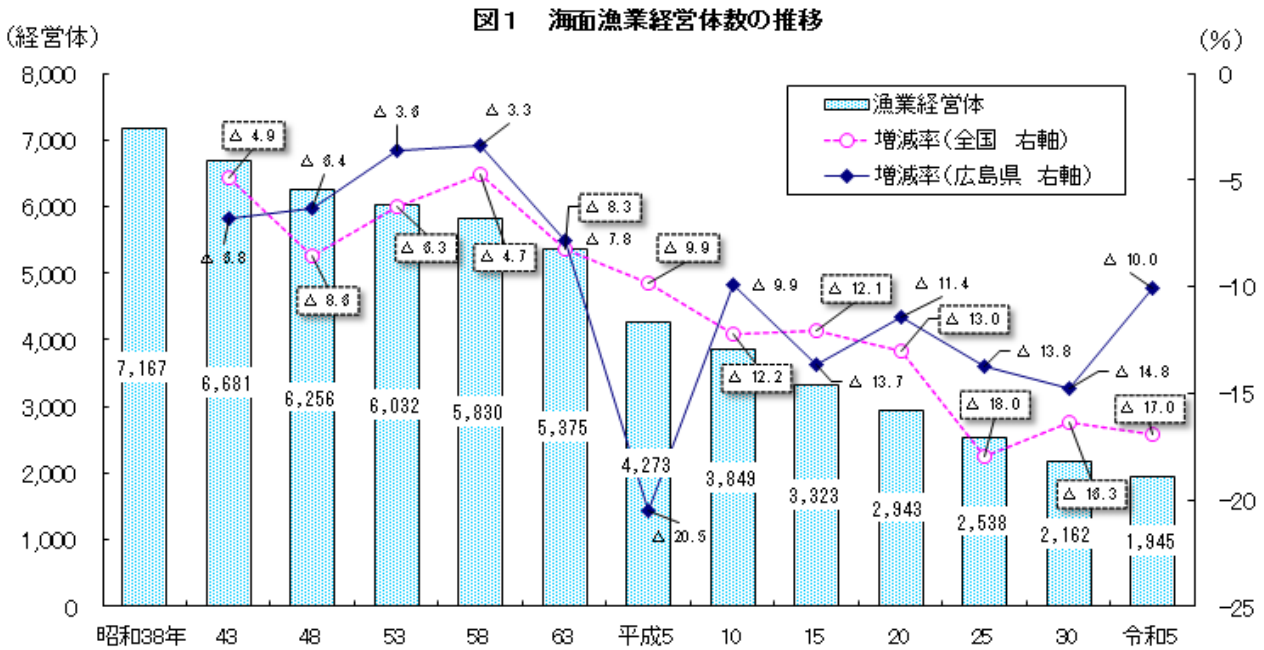


表1 経営組織別漁業経営体数

区 分	広島県			全国
	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/平成30年)	令和5年
計	経営体 2,162	経営体 1,945	% △ 10.0	経営体 65,652
個人経営体	2,059	1,837	△ 10.8	61,386
団体経営体	103	108	4.9	4,266
会社	101	107	5.9	2,646
漁業協同組合	-	-	-	154
漁業生産組合	1	1	0.0	94
共同経営	1	-	-	1,339
その他	-	-	-	33

漁業経営体…調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物(漁獲物及び収穫物をいう。以下同じ。)を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいう。ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

(2) 営んだ漁業種類別漁業経営体数

漁業経営体を営んだ漁業種類別にみると、釣が864経営体と最も多く、次いで刺網が521経営体となっており、前回に比べそれぞれ11経営体(1.3%)、122経営体(19.0%)減少した。

また、かき類養殖は286経営体で、前回に比べ15経営体(5.0%)減少した。(表2)

表2 営んだ漁業種類別漁業経営体数(複数回答)

区 分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)	区 分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)
	経営体	経営体	%		経営体	経営体	%
計(実数)	2,162	1,945	△ 10.0	海面養殖			
底びき網	324	254	△ 21.6	魚類養殖			
船びき網	79	61	△ 22.8	ぶり類養殖	3	3	0.0
まき網	12	9	△ 25.0	まだい養殖	14	9	△ 35.7
刺網	643	521	△ 19.0	ひらめ養殖	5	3	△ 40.0
小型定置網	93	73	△ 21.5	にじます養殖	…	2	} 13 85.7
その他の網漁業	14	37	164.3	その他のさけ・ます養殖	…	-	
はえ縄	54	33	△ 38.9	その他の魚類養殖	7	11	
釣	875	864	△ 1.3	ほたてがい養殖	-	-	-
潜水器漁業	1	7	600.0	かき類養殖	301	286	△ 5.0
採貝・採藻	241	222	△ 7.9	その他の貝類養殖	3	23	666.7
その他の漁業	442	542	22.6	くるまえばい養殖	1	1	0.0
				その他の水産動物類養殖	-	2	-
				こんぶ類養殖	-	5	-
				わかめ類養殖	78	81	3.8
				のり類養殖	26	23	△ 11.5
				その他の海藻類養殖	-	3	-
				真珠養殖	1	-	-

注 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

(3) 販売金額規模別漁業経営体数

漁業経営体を漁獲物・収穫物の販売金額規模別にみると、販売金額が「100万円未満」の漁業経営体が1,139経営体(構成比58.6%)と最も多く、次いで、販売金額が「100~500万円未満」の漁業経営体が420経営体(同21.6%)となっており、販売金額が500万円未満の漁業経営体が全体の80.2%となっている。

また、前回に比べ、1億円以上の販売金額の漁業経営体は増加している。(表3)

表3 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

区 分	計	100万円 未満	100~500	500~ 1,000	1,000~ 2,000	2,000~ 5,000	5,000万 ~1億	1~5	5~10	10億円 以上
数(経営体)										
平成30年	2,162	1,086	621	140	48	116	109	40	1	1
令和5年	1,945	1,139	420	105	37	80	97	63	2	2
対前回増減率(%)	△ 10.0	4.9	△ 32.4	△ 25.0	△ 22.9	△ 31.0	△ 11.0	57.5	100.0	100.0
構成比(%)										
平成30年	100.0	50.2	28.7	6.5	2.2	5.4	5.0	1.9	0.0	0.0
令和5年	100.0	58.6	21.6	5.4	1.9	4.1	5.0	3.2	0.1	0.1

注: 「100万円未満」は、「販売金額なし」を含む。

2 労働力

(1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

漁業従事世帯員・役員数は2,396人であり、前回に比べ500人(17.3%)減少した。このうち漁業従事世帯員は2,217人、漁業従事役員は179人となっており、前回に比べそれぞれ498人(18.3%)、2人(1.1%)減少した。

また、年齢階層別にみると、漁業従事世帯員は65歳以上が1,313人で全体の59.2%を占める一方、漁業従事役員は64歳以下が117人で全体の65.3%を占めている。(表4)

表4 年齢階層別漁業従事世帯員数・役員数

区 分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
数(人)									
平成30年 計	2,896	50	156	314	387	294	483	532	680
漁業従事世帯員	2,715	45	138	271	352	266	461	515	667
漁業従事役員	181	5	18	43	35	28	22	17	13
令和5年 計	2,396	30	120	276	379	216	284	409	682
漁業従事世帯員	2,217	28	103	237	331	205	257	393	663
漁業従事役員	179	2	17	39	48	11	27	16	19
対前回増減率(%)									
計	△ 17.3	△ 40.0	△ 23.1	△ 12.1	△ 2.1	△ 26.5	△ 41.2	△ 23.1	0.3
漁業従事世帯員	△ 18.3	△ 37.8	△ 25.4	△ 12.5	△ 6.0	△ 22.9	△ 44.3	△ 23.7	△ 0.6
漁業従事役員	△ 1.1	△ 60.0	△ 5.6	△ 9.3	37.1	△ 60.7	22.7	△ 5.9	46.2
構成比(%)									
平成30年 計	100.0	1.7	5.4	10.8	13.4	10.2	16.7	18.4	23.5
漁業従事世帯員	100.0	1.7	5.1	10.0	13.0	9.8	17.0	19.0	24.6
漁業従事役員	100.0	2.8	9.9	23.8	19.3	15.5	12.2	9.4	7.2
令和5年 計	100.0	1.3	5.0	11.5	15.8	9.0	11.9	17.1	28.5
漁業従事世帯員	100.0	1.3	4.6	10.7	14.9	9.2	11.6	17.7	29.9
漁業従事役員	100.0	1.1	9.5	21.8	26.8	6.1	15.1	8.9	10.6

漁業従事世帯員…個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。

漁業従事役員…団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者のうち、調査期日前1年間に自営漁業に従事した海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含めない。

(2) 責任のある者の状況

ア 年齢階層別責任のある者数

漁業経営体の責任のある者は2,084人であり、前回に比べ305人(12.8%)減少した。このうち、個人経営体は1,905人、団体経営体は179人となっており、前回に比べそれぞれ303人(13.7%)、2人(1.1%)減少した。

また、年齢階層別にみると、個人経営体では65歳以上が1,151人で全体の60.4%を占める一方、団体経営体では64歳以下が117人で全体の65.3%を占めている。(表5)

表5 年齢階層別責任のある者数

区分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
数(人)									
平成30年 計	2,389	26	117	262	317	245	397	446	579
個人経営体	2,208	21	99	219	282	217	375	429	566
団体経営体	181	5	18	43	35	28	22	17	13
令和5年 計	2,084	14	91	243	338	185	249	356	608
個人経営体	1,905	12	74	204	290	174	222	340	589
団体経営体	179	2	17	39	48	11	27	16	19
対前回増減率(%)									
計	△ 12.8	△ 46.2	△ 22.2	△ 7.3	6.6	△ 24.5	△ 37.3	△ 20.2	5.0
個人経営体	△ 13.7	△ 42.9	△ 25.3	△ 6.8	2.8	△ 19.8	△ 40.8	△ 20.7	4.1
団体経営体	△ 1.1	△ 60.0	△ 5.6	△ 9.3	37.1	△ 60.7	22.7	△ 5.9	46.2
構成比(%)									
平成30年 計	100.0	1.1	4.9	11.0	13.3	10.3	16.6	18.7	24.2
個人経営体	100.0	1.0	4.5	9.9	12.8	9.8	17.0	19.4	25.6
団体経営体	100.0	2.8	9.9	23.8	19.3	15.5	12.2	9.4	7.2
令和5年 計	100.0	0.7	4.4	11.7	16.2	8.9	11.9	17.1	29.2
個人経営体	100.0	0.6	3.9	10.7	15.2	9.1	11.7	17.8	30.9
団体経営体	100.0	1.1	9.5	21.8	26.8	6.1	15.1	8.9	10.6

責任のある者…個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。なお、団体経営体において、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含めない。

イ 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者を役職別にみると、経営主が110人と最も多く、次いで陸上作業において責任のある者が106人、船長が84人などとなっている。(表6)

また、役職別の平均年齢をみると、経営主が59.2歳、陸上作業において責任のある者が58.8歳、船長が54.8歳となっている。

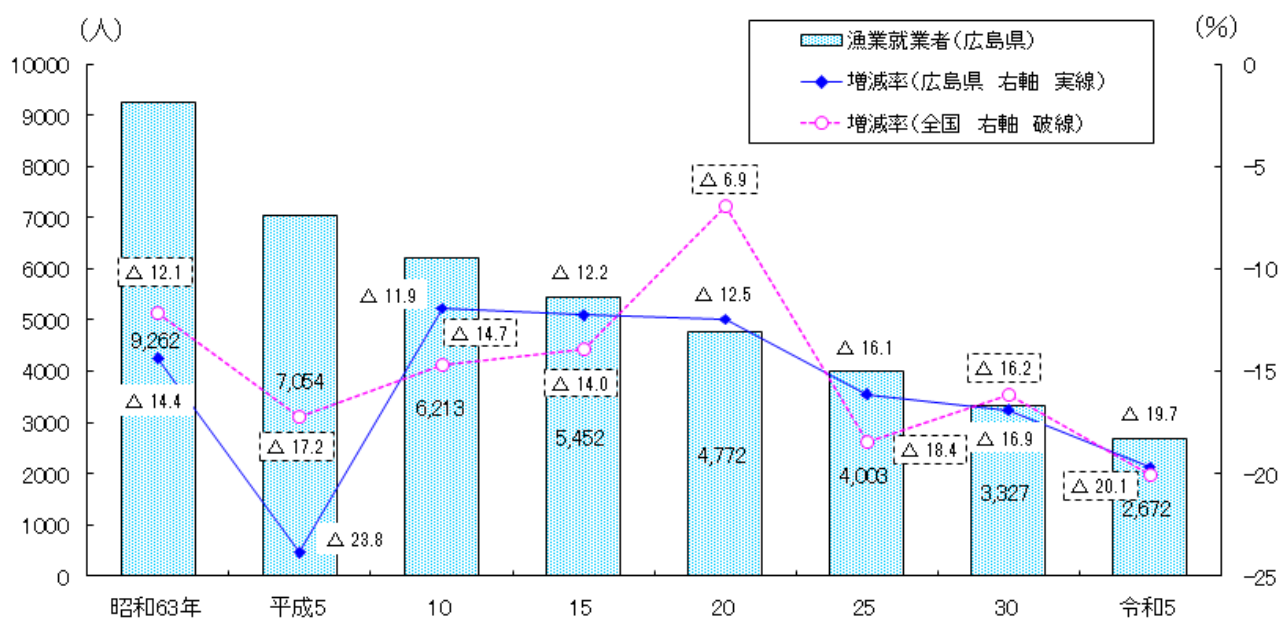
表6 団体経営体における役職別責任のある者数(複数回答)

区分	計 (実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業 において責任 のある者
			漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	
数(人)								
平成30年	181	104	39	73	12	37	21	95
令和5年	179	110	39	84	23	60	30	106
対前回 増減率(%)	△ 1.1	5.8	0.0	15.1	91.7	62.2	42.9	11.6
割合(%)								
平成30年	100.0	57.5	21.5	40.3	6.6	20.4	11.6	52.5
令和5年	100.0	61.5	21.8	46.9	12.8	33.5	16.8	59.2
平均年齢(歳)								
平成30年	-	57.0	57.6	53.7	54.3	53.2	53.4	55.7
令和5年	-	59.2	57.7	54.8	57.8	56.9	57.5	58.8

(3) 漁業就業者数

漁業就業者数は2,672人で、前回に比べ655人(19.7%)減少した。(図2)

図2 漁業就業者数の推移



漁業就業者…満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

3 漁業経営の取組（漁獲・収穫した水産物の輸出）

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は 15 経営体で全体の 0.8%となっている。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体は 10 経営体で全体の 0.5%となっている（表 7）

表 7 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況（複数回答）

区分	計	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに出荷（輸出）していない
		小計（実数）	販売金額又は数量を把握している	販売金額又は数量を把握していない	
数（経営体）	1,945	15	10	5	1,930
割合（%）	100.0	0.8	0.5	0.3	99.2

海外向けに出荷（輸出）…調査期日前 1 年間に自ら漁獲・収穫した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含む。

4 漁 船

漁業経営体が調査期日前 1 年間に使用した漁船のうち、令和 5 年 11 月 1 日現在で保有している漁船の総隻数は船外機付漁船、無動力漁船を含め、2,905 隻で、前回（3,314 隻）に比べ 409 隻（12.3%）減少した。（図 3、表 8）

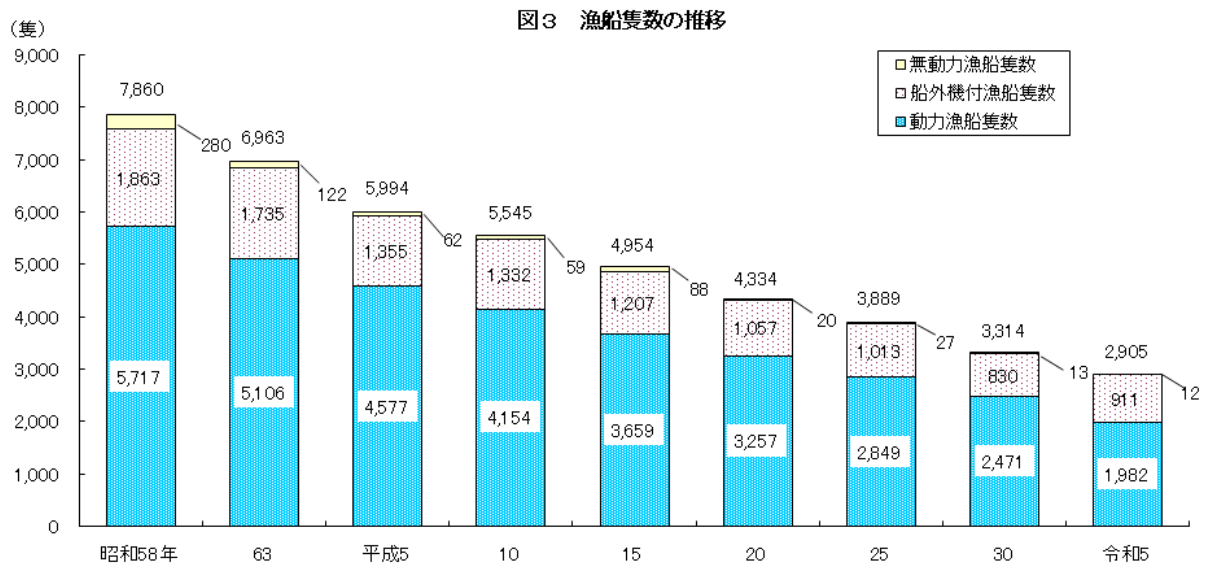


表 8 漁船種類別・販売金額 1 位の漁業種類別漁船隻数

区 分	隻数		
	平成30年	令和 5 年	対前回増減率 (令和 5 年/平成30年)
	隻	隻	%
計(漁船種類別)	3,314	2,905	△ 12.3
無動力漁船	13	12	△ 7.7
船外機付漁船	830	911	9.8
動力漁船	2,471	1,982	△ 19.8
小計(販売金額 1 位の漁業種類別)	2,471	1,982	△ 19.8
底びき網	317	229	△ 27.8
船びき網	155	143	△ 7.7
まき網	20	5	△ 75.0
刺網	386	247	△ 36.0
小型定置網	60	60	0.0
その他の網漁業	3	11	266.7
はえ縄	26	15	△ 42.3
釣	610	425	△ 30.3
潜水器漁業	-	4	-
採貝・採藻	31	22	△ 29.0
その他の漁業	211	233	10.4
海面養殖			
ぶり類養殖	5	3	△ 40.0
まだい養殖	21	15	△ 28.6
ひらめ養殖	7	2	△ 71.4
にじます養殖	…	2	233.3
その他のさけ・ます養殖	…	-	
その他の魚類養殖	3	8	
かき類養殖	568	503	△ 11.4
その他の貝類養殖	-	5	-
くるまえび養殖	-	-	-
その他の水産動物類養殖	-	-	-
こんぶ類養殖	-	-	-
わかめ類養殖	10	9	△ 10.0
のり類養殖	38	41	7.9
真珠養殖	-	-	-

注： 令和 5 年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また、対前回増減率は平成30年値と令和 5 年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

漁船の種類

- 無 動 力 漁 船…推進機関を付けない漁船
- 船 外 機 付 漁 船…無動力漁船に船外機を付けた漁船
- 動 力 漁 船…推進機関を船体に固定した漁船

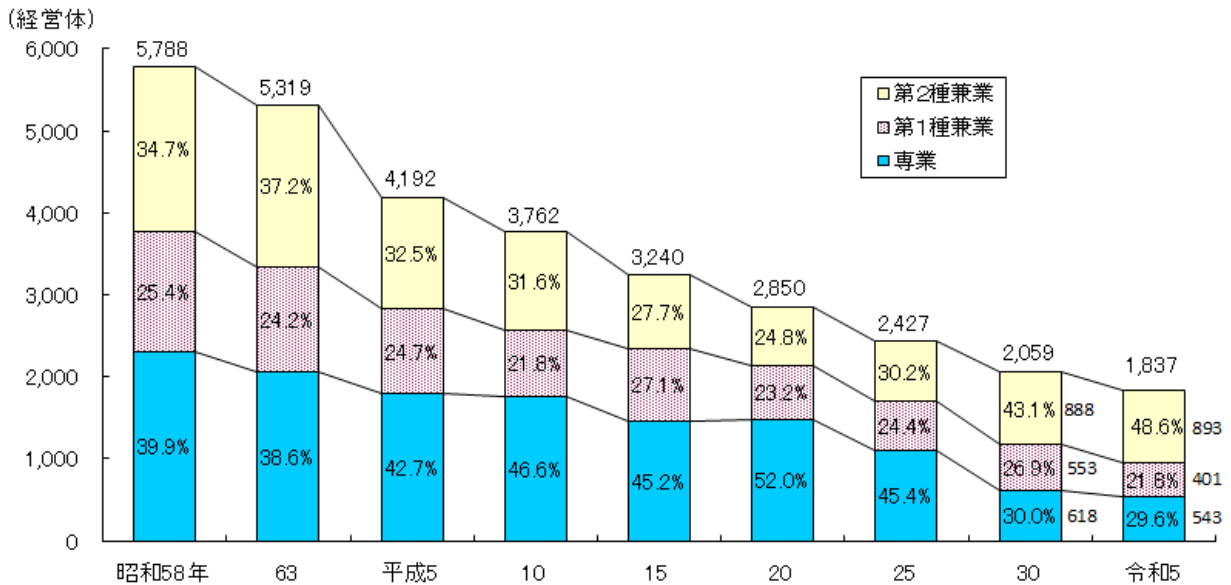
5 個人経営体

(1) 専兼業別漁業経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業は 543 経営体で、前回に比べ 75 経営体（12.1%）減少した。兼業は 1,294 経営体で、前回に比べ、147 経営体（10.2%）減少した。（図 4）

また、個人経営体に占める第 2 種兼業の割合は 48.6%と、前回に比べ 5.5 ポイント高くなっている。

図 4 専兼業別個人経営体数の推移及び構成割合



専業…個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
 第1種兼業…個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
 第2種兼業…個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

(2) 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数

個人経営体 1,837 経営体のうち、自家漁業の後継者がいる経営体は 250 経営体で、個人経営体全体に占める割合は 13.6%と、前回に比べ 2.2 ポイント低くなっている。

主として営んだ経営体階層別にみると、かき類養殖が 40.8%と、後継者のいる経営体の割合が最も高くなっている。（表 9）

表 9 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数

区 分	平成30年			令和5年		
	経営体	経営体	%	経営体	経営体	%
計	2,059	326	15.8	1,837	250	13.6
海面漁業漁船使用						
漁船非使用	61	11	18.0	55	7	12.7
無動力漁船のみ	-	-	-	-	-	-
船外機付漁船	265	24	9.1	430	41	9.5
動力漁船	1,435	173	12.1	1,081	108	10.0
小型定置網	48	12	25.0	42	12	28.6
海面養殖						
漁業養殖	20	3	15.0	14	2	14.3
かき類養殖	210	98	46.7	184	75	40.8
のり類養殖	9	2	22.2	11	4	36.4
その他の養殖	11	3	27.3	20	1	5.0

後継者…満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、世帯員に限らず将来自家漁業の経営主になる予定の者をいう。

6 海面養殖（かき類養殖）

かき類養殖を営んだ漁業経営体は286経営体で、前回（301経営体）に比べ15経営体（5.0%）減した。

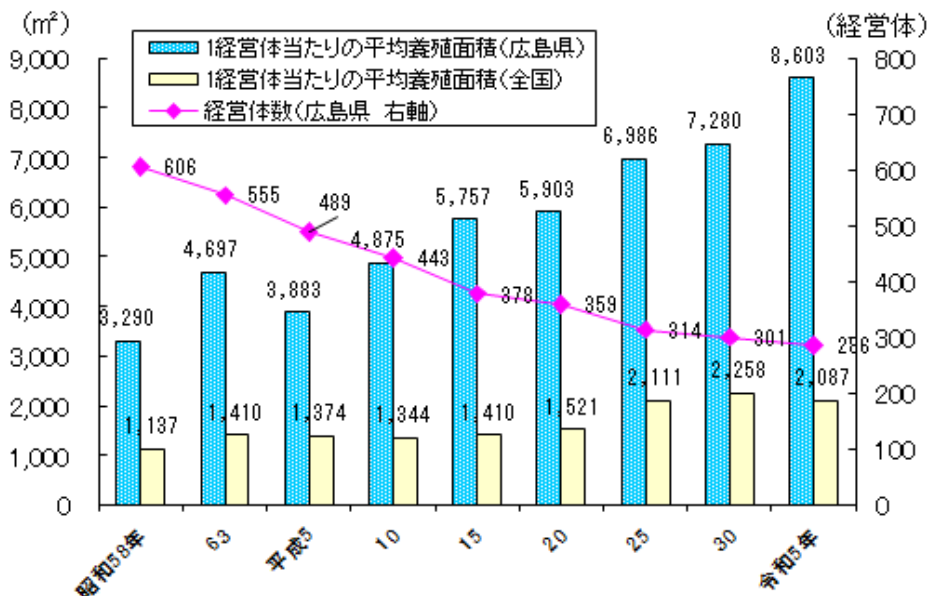
養殖面積は、2,460,509㎡で、前回（2,191,179㎡）に比べ269,330㎡（12.3%）増加しており、全国1位となっている。（表10）

また、1経営体当たりの平均養殖面積は8,603㎡で、前回（7,280㎡）に比べ1,323㎡（18.2%）増加し、全国平均と比べ約4倍の広さとなっている。（図5）

表10 かき類養殖の経営体数・養殖面積〔全国順位〕

単位：経営体			単位：㎡		
かき類養殖			養殖面積		
順位	都道府県	経営体数	順位	都道府県	養殖面積
1位	宮城	511	1位	広島	2,460,509
2位	北海道	400	2位	宮城	640,712
3位	広島	286	3位	岡山	454,345
4位	岩手	270	4位	北海道	409,790
5位	長崎	176	5位	岩手	293,427
参考	全国	2,698	参考	全国	5,629,757

図5 かき類養殖を営んだ漁業経営体数・平均養殖面積



- 「2023年漁業センサス（漁業経営体調査）の広島県結果（速報）」の内容及びデータは、広島県統計課のホームページで提供しています。

アドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/gyogyocensus.html>

- 全国の調査結果は、農林水産省ホームページ「統計情報」に掲載されています。

アドレス <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/index.html>

利用に当たって

1 速報の内容

この速報は、農林水産省から提供された「2023年漁業センサス結果の概要（概数値）」のデータをもとに、主な項目について県が独自にとりまとめたものです。

また、確報は今年度中に県のホームページ等において公表する予定です。

2 利用上の注意

(1) この資料の数値は「概数値」です。そのため、今後の精査により変更する場合があります。

なお、「確報値（確定した詳細な数値）」は、農林水産省が令和6年12月以降に公表する数値になります。

(2) 構成比（%）は四捨五入のため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

(3) 統計表中の記号は、次のとおりとします。

「－」 事実のないもの

「…」 事実不詳又は調査を欠くもの

「0.0」 単位に満たないもの

「△」 負数又は減少したもの

「x」 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

3 県ホームページ掲載案内

この資料については、広島県のホームページに掲載しています。

(掲載アドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/gyogyocensus.html>)



2023 年漁業センサス（漁業経営体調査）の概要

1 調査の目的

漁業の基本的生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する。

2 調査の種類

調査の種類		調査方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省-県-市町-調査員
	海面漁業地域調査	
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 (一部の調査は <u>民間事業者へ調査委託</u>)
	内水面漁業地域調査	
流通加工調査	魚市場調査	
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	

3 調査期日

令和 5 年 11 月 1 日現在

4 調査対象

過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った漁業経営体（世帯又は事業所）。ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

5 対象市町

海面に沿う 13 市町 { 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、坂町、大崎上島町 }

6 調査体系及び調査方法

(1) 客体把握（客体候補者名簿の作成） - 令和 5 年 8 月 1 日現在

農林水産省 ⇔ 県 ⇔ 市町 ⇔ 客体把握調査員 ⇔ 漁業協同組合等

(2) 実査（本調査） - 令和 5 年 11 月 1 日現在

農林水産省 ⇔ 県 ⇔ 市町 ⇔ 海面経営体調査員 ⇔ 漁業経営体

7 調査事項

- ・ 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- ・ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

8 根拠法令

- ・ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）
- ・ 統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）
- ・ 漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）